

## 情報ネットワーク 利用休止と脱退の手続について

情報ネットワークのサービスを長期間利用する見込みが無い場合の手続として、「利用休止（全部利用休止）」または「脱退（解約）」の2つの方法があります。

### **利用休止（全部利用休止）** <一時的な利用休止。再開が可能>

- 組合が設置した引込光ケーブルやテレビ用設備機器は撤去せずに家屋に残します。
- インターネット用設備機器（D-ONU）は組合への返却が必要です。
- 休止手続に係る事務手数料 550 円をいただきます。（利用料金に合算して請求します。）
- テレビ用設備機器（V-ONU）へテレビ電波を止める設定変更を行います。設定変更後はテレビ放送が映らなくなります。設定変更は遠隔操作で行いますので、お宅へ伺うことはありません。
- 利用休止期間中でも回線利用料 550 円を毎月いただきます。
- 届出により利用を再開することが可能です。テレビ用設備機器（V-ONU）へ、テレビ電波を再度送る設定変更を行います。
- 利用を再開する場合も事務手数料 550 円をいただきます。（利用料金に合算して請求します。）

### **脱退（解約）** <光ケーブルを撤去。再開は不可>

- 組合が設置した引込光ケーブルや設備機器の撤去工事を行います。
- 撤去工事負担金 22,770 円をいただきます。
- 脱退事務手数料 550 円をいただきます。（利用料金の最終時に合算して請求します。）
- 脱退の翌月から利用料金は発生しません。
- 脱退後は情報ネットワークのサービスは利用できません。
- 再度利用する場合は新規加入の扱いとなります。（新規の加入申し込みが必要です。新規引込工事を行うため、申し込み内容に応じた工事負担金をいただきます。）

### ●利用休止と脱退の比較

|         | 利用休止（全部利用休止）       | 脱退（解約）           |
|---------|--------------------|------------------|
| 撤去工事    | 不要（D-ONU は返却が必要）   | 必要               |
| 撤去工事負担金 | 不要                 | 必要（22,770 円）     |
| 事務手数料   | 必要（550 円）          | 必要（550 円）        |
| 利用料金    | 回線利用料（550 円のみ）が必要  | 不要               |
| 利用再開    | 可能（事務手数料 550 円が必要） | 不可（新規の加入申し込みが必要） |

※条例等の改正により工事負担金等の金額は改定されることがあります。

【問い合わせ先】 北設広域事務組合 情報ネットワーク係  
電話 0536-83-5733 F A X 050-3730-6007